公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事) 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開(別紙様式1)

公共工事の名称、場所、 期間及び種別	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称 及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指 名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	4	備考		
			人は石が及び住所						公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分	応札·応募者数	
(該当なし)												

[※]公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

⁽注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事) 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開(別紙様式2)

公共工事の名称、場所、 期間及び種別	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることと した会計法令の根拠 条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数・	4	備考		
が旧及い怪が			人は石が及び正別							公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分	応札·応募者数	1
(該当なし)													

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品・役務等) 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開(別紙様式3)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称 及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称 及び住所	法人番号	一般競争入札・指 名競争入札の別	予定価格	契約金額 落	落札率	4	公益法人の場合		備考
			χυτη.		(総合評価の実施)				公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分	応札•応募者数	
令和7~11年度 奈良労働局にお ける自動車賃貸借	支出負担行為担当官 奈良労働局総務部長 布川 秀樹 奈良市法連町387	令和7年9月1日	株式会社トヨタレンタリース奈良 奈良市杉ヶ町31番地	5150001001465	一般競争入札 (総合評価)	3,217,500	2,299,440	71.5%	_		ı	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

⁽注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等) 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開(別紙様式4)

物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約担当官等の氏名並びにその所属する	契約担当官等の氏名並びにその所属する	契約担当官等の氏名並びにその所属する	契約担当官等の氏名並びにその所属する	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることと した会計法令の根拠 条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	4	公益法人の場合	ì	備考
					(企画競争又は公募)					公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分	応札·応募者数					
(該当なし)																	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

⁽注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。